



住まい・暮らし

ごみ・リサイクル

問 環境生活課 ☎232-2114

詳しくは、お住まいの地区の「菊陽町ごみ収集カレンダー」や「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

▶ごみの収集

ごみは必ず収集日の午前8時30分までに決められたごみ一時保管所に出してください。

ごみは分別して出してください。

【分別区分】 燃やすごみ、資源物、不燃物、粗大ごみ、廃蛍光管、廃食用油、特定品目、特定家庭用機器廃棄物

※特定品目→廃乾電池・ボタン電池、スプレー缶・ガスボンベ、水銀血圧計・水銀体温計、チャッカマン・ライター、練り朱肉、リチウムイオン電池またはバッテリー・バッテリーが取り外せない小型廃家電

※特定家電→家電リサイクル法に係る4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

▶ごみ一時保管所に出せるごみ

品目	出す日	指定袋	留意事項
燃やすごみ	1週間に2回	赤色	指定袋に入れて出してください。
空かん・空びん	1カ月に1回	緑色	指定袋に入れて出してください。 地域によっては、リサイクル活動に取り組まれていますので、区・自治会にお尋ねください。
新聞・折込みチラシ			
雑誌・電話帳・その他の紙			
布類			
段ボール			
牛乳パック類			
ペットボトル	1週間に1回	黄色	指定袋に入れて出してください。 ※袋に必ず「氏名」を書いてください。
白色トレイ・発泡スチロール・容器包装プラスチック類			
不燃物・小型金物・小型廃家電			
特定品目	1カ月に1回	透明	「不燃物」を出す日に「透明な袋」に入れて別に出してください。
粗大ごみ		—	町収入証紙(粗大ごみシール)を購入し、粗大ごみに貼ってください。収集日の2日前までに収集の申し込みが必要です。 ※令和8年度からは5日前の午後3時まで締め切ります。 なお、予約には上限数があり、上限に達し次第締め切ります。

特定家電
4品目

通常、家電を販売した小売店が引き取ります。販売店の引き取り義務がない物に限り収集します。粗大ごみとして町が収集する場合は、家電リサイクル券と粗大ごみシールが必要です。粗大ごみの収集日2日前の午後3時までに収集の申し込みが必要です。
※令和8年度からは5日前の午後3時までになります。

ゴミ

廃蛍光管

下記の拠点回収施設での回収となります。

拠点回収施設	持ち込む時間帯
役場(東側通用入口前)	平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3は休み)
東部町民センター・三里木町民センター・ふれあいの森研修センター・南部町民センター・武蔵ヶ丘コミュニティセンター・西部町民センター・光の森町民センター	月～土曜日 開館時間内 (日曜日、祝日、12/29～1/3は休み) 閉館時間は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

※最寄りの施設の回収コンテナに出してください。
※割れた蛍光管、LED蛍光灯は、「不燃物」で出してください。

廃食用油

廃蛍光管の拠点回収施設と同じ施設での回収となります。



住まい・暮らし

▶ごみを直接持ち込む場合

搬入施設	問い合わせ	搬入できるごみ
菊池環境工場クリーンの森合志 合志市幾久富460番地	☎248-0330	燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)
環境美化センター 大津町大津115番地	☎293-1222	資源物、不燃物、粗大ごみ(不燃性)、特定家電4品目、廃乾電池、 廃蛍光管、特定品目
九州産交運輸 熊本センター 益城町平田2526番地	☎388-2731	特定家電4品目(引取手数料はかかりません) 家電リサイクル券が必要です。

※重さなどで引取手数料がかかる場合があります。

▶電動式生ごみ処理機のレンタルについて

生ごみの自家処理を推進し、ごみの排出量削減とごみ減量意識を高めるために、電動式生ごみ処理機の貸し出しを行っています。

- 対象者の条件**
- 菊陽町に住民登録があること
 - 処理機を屋内に設置できること
 - 処理機について町が実施するアンケート調査などに協力できること

貸し出し料 無料(運搬や電気代など、使用に関する費用については使用者の負担)

貸し出し期間 30日

貸し出し数量、回数 1世帯につき1台、貸し出し回数は1回まで

貸し出し機器

パリパリキューブ ライトα (PCL-33)	1～3人向け
loofen(SLW-01)	1～4人向け
パリパリキューブ (PPC-11)	1～5人向け
Panasonic (MS-N53-S)	2～6人向け

※貸し出しは随時行っています。

※機器の貸し出し状況によって、ご希望に沿えない場合があります。

※詳細は環境生活課までお問い合わせください。

ごみ処理関連の補助金

問 環境生活課 ☎232-2114

▶電動式生ごみ処理機設置事業補助金

補助金の額

- 処理機購入代金(消費税込み)の2分の1で、3万円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 補助対象は、1世帯当たり1台です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合は、対象台数にすることができます。処理機を購入後、6カ月以内に必要書類を添えて環境生活課に申請してください。対象となる処理機は生ごみを堆肥化する構造があるものに限りません。転入前の市町村で補助金の交付を受けた電動式生ごみ処理機は対象外です。

必要書類

- 領収書(明細などが分かるもの)
- メーカーの保証書
- 構造・機能の確認できるもの(取扱説明書など)
- 印鑑(認印で可)
- 振込先の口座が分かるもの

▶生ごみ処理容器設置事業補助金

補助金の額

- 処理容器購入代金(消費税込み)の2分の1で、1基につき5千円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 1世帯当たり2基まで(5年以上の耐久性を有していること)が補助対象です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合などは、対象基数とすることができません。処理容器は、印鑑(認印で可)を持参し、下記の指定店で購入してください。

指定店

- ハンズマン菊陽店 ☎232-5525
菊陽町大字津久礼2697番地2
- H1ヒロセスーパーコンボ菊陽店 ☎340-2020
菊陽町大字津久礼2527番地2



▶ 雨水浸透枡・雨水タンク設置補助

生活環境と地下水の保全のため、雨水浸透枡と雨水タンクの設置補助を行っています。

雨水浸透枡設置補助

〈補助金額〉

- 1基当たり2万円(上限4基 8万4千円)
補助対象は、開発などによる設置義務のない、任意設置の浸透枡のみとなります。

雨水タンク設置補助

〈補助金額〉

- 有効貯水量200リットル未満：購入額の2分の1 (上限2万4千円)
- 有効貯水量200リットル以上：購入額の2分の1 (上限3万5千円)

※千円未満の端数は切り捨て
※住宅用家屋1棟につき1基まで

※各種補助金の交付要件や申請手続きなど詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶ 太陽熱温水器・太陽熱利用システム設置補助

太陽熱温水器と太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助します。

補助金の交付対象者

自己が所有し居住する町内の住宅に対象機器を設置する人、または対象機器を設置した住宅を購入する人で、一定の要件に当てはまる人

補助金の額

対象機器の設置費用の5分の1の額(千円未満切り捨て)(限度額5万円)

注意事項

交付を受けるには、設置または購入前の事前手続きが必要です。詳しくは町ホームページに掲載しています。

し尿など

くみ取りの手続き

新しく申し込むとき、転出するとき、水洗化するときが町の許可業者にご連絡ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

くみ取り料金の納入

くみ取り業者がお伺いし徴収します。郵便局からの振り込みもできますので、町の許可業者にご相談ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

くみ取り料金

区分	単位	料金(税込み)
普通手数料	10リットルにつき	110円
最低手数料	1回につき	630円
加算手数料	し尿くみ取りの際40メートルを超えてホースを使用する場合	220円

▶ 浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きで汚水を処理しています。日常の維持管理が適正に行われていないと浄化槽本来の機能が発揮されず、悪臭の発生や河川などの水質汚濁の原因になります。そのため、浄化槽管理者には「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を適正な時期に行うことが浄化槽法で義務付けられています。

きれいな環境を守るため、浄化槽は適正な維持管理を行いましょう。

保守点検

保守点検とは、浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補給などを行うものです。

- 時期は処理方式や規模で異なります。
- 専門の知識や技能、専用の器具や器材が必要なため、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。保守点検業者は熊本県下水環境課(☎333-2529)にお問い合わせください。

清掃

清掃とは、浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄などを行うものです。

- 年に1回以上(全ばつ気式は6カ月に1回以上)行わなければなりません。
- 町の許可業者である中野衛生(有)(☎232-0636)に依頼してください。

法定検査

法定検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査するものです。

- 年に1回受検しなければなりません。
- 法定検査は県知事の指定検査機関である熊本県浄化槽協会(☎284-3355)が行います。熊本県浄化槽協会が送る受検申込はがきで申し込んでください。

火葬場

問 菊池広域連合事務局 ☎0968-38-0171
予約の受付は午前8時30分～午後5時(年中無休)

▶火葬場のご案内

所在地

菊池火葬場 菊池市木柑子1318 ☎0968-25-4382
大津火葬場 大津町大津110 ☎293-7730

利用時間

午前8時30分～午後5時
(火葬開始は午前9時～午後3時)

予約について

各火葬場に直接、予約してください。

休業日

1月1日および広域連合長が指定する日

火葬場使用料金

区分	12歳以上	12歳未満	その他改葬遺骨など
広域連合管内住民	13,000円	10,000円	5,000円
広域連合管外住民	40,000円	28,000円	18,000円

※管内住民：合志市、菊池市、大津町、菊陽町の住民

犬を飼う人へ

問 環境生活課 ☎232-2114

▶飼い主の義務

犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼う場合には、犬の登録(犬の生涯で1回)と狂犬病の予防注射(年1回)を受けることが義務付けられています。

- 登録、注射を受けたら鑑札、注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられています(迷子札の代わりにもなります)。

鑑札交付手数料 3千円

済票交付手数料 500円

〈罰則〉 狂犬病予防注射や登録をしなかったとき、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

各種届出

犬が死亡したときや、所在地・所有者の変更などがあったときは、30日以内に環境生活課に届け出てください。

※死亡した場合は電話での届け出も可能です。

▶犬の転入・転出

転入

- 町に飼い犬とともに引っ越してきたとき
 - ペットショップなどで購入した犬が、他市町村で登録されているとき
 - 他市町村で登録されている犬をもらい受けたとき
- これらの場合は、転入の届け出が必要です。環境生活課に届け出てください(鑑札が必要です)。

犬が人をかんだとき

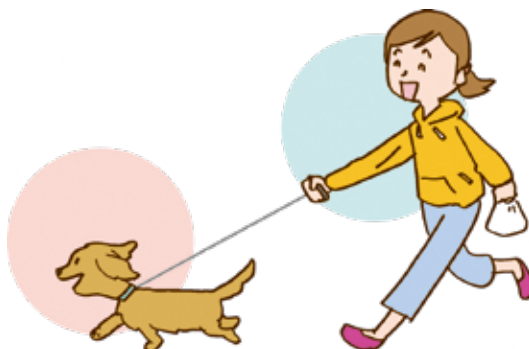
- まず、被害者の傷の手当てを優先しましょう。
 - 加害犬の飼い主は、菊池保健所に事故発生届を提出してください。
 - 加害犬の飼い主は、獣医師の下で狂犬病鑑定を受け、鑑定書を菊池保健所に提出してください。
- 〈罰則〉 事故発生届の提出をしなかったときや犬を受診させなかったとき、3万円以下の罰金または料金が科せられる場合があります。

犬の引き取り

犬が飼えなくなったり、子犬が生まれて世話ができないときは、里親を探しましょう。どうしても里親が見つからないときは、菊池保健所(☎0968-25-4135)にご相談ください。

転出

- 町から他市町村に飼い犬とともに引っ越すとき
 - 飼い犬を他市町村の人へ譲渡するとき
- これらの場合は、町での手続きは不要です。転出先の自治体に届け出てください。



上水道・下水道

問 上水道に関する問い合わせ 大津菊陽水道企業団

☎293-7711(代表) ☎293-7714(休日・夜間)

公共下水道・農業集落排水に関する問い合わせ 下水道課 ☎232-2164

▶上水道

水道開始・中止について

予定が決まり次第、早めにご連絡ください。当日の連絡は対応が遅れる場合があります。

対応日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

水道料金について

検針は2カ月に1回行います。

確認した月毎の使用量を、1カ月分ずつ請求します(請求は、使用月の2カ月後です)。

支払方法 ①口座振替 預金口座振替依頼書は、町内の金融機関窓口にあります。窓口提出してください。

②水道料金納入通知書 納入期限内に、通知書裏面に記載の取扱機関にてお支払いください。

※クレジットカード決済はできません。

水のトラブルについて

水道管破損・蛇口やバブルが止水できない

→ 水道工事業者※1

水の出が悪い

→ 大津菊陽水道企業団
工務課

賃貸物件を利用している人 → 管理会社・家主

※1 大津菊陽水道企業団ホームページに指定工事店を掲載しています。



▶公共下水道

公共下水道への接続工事をしたいとき

下水道には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工事をするときには、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町ホームページに掲載しています。

敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

下水道の整備について

集落内開発制度で住宅などを建築する場合、場所によっては下水道が整備されていないところもありますので、事前に下水道課へご相談ください。

公共下水道使用料

公共下水道使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月水道料金と合わせて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書を送付します。

受益者負担金制度

公共下水道の施設の利用は公共下水道が整備された区域内の土地に限られています。受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき、その利益を受けられる土地に対して一度限り建設費の一部を負担していただく制度です。負担金の額は、土地の面積1平方メートル当たり340円を乗じた額です。

(計算例) 土地の面積100平方メートル×340円
=34,000円(10円未満切り捨て)

共有の私道に下水道管の敷設を行うとき

共有の私道は、以下の要件を満たしている場合、町が下水道管の敷設を行います。

〈要件〉

公道に面していない家屋が2戸以上あり、その下水道管を利用する家屋の3分の2以上が6カ月以内に水洗化工事を行って下水道管に接続すること(詳しくはお問い合わせください)。



▶ 農業集落排水

農業集落排水施設(下水道施設)

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、農業集落内のし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。

対象地区は、戸次、馬場楠、曲手地内です。対象地区内で、集落内開発制度により新たに住宅などの建築を行い、下水道を利用する人は、事前に(建築年度の前年11月頃まで)下水道課へご相談ください。

農業集落排水への接続工事をしたいとき

農業集落排水には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工をするときは、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町ホームページに掲載しています。

敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

農業集落排水使用料

農業集落排水使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月上水道使用料と合わせて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書を送付します。

農業集落排水事業分担金

農業集落排水の施設の利用は農業集落排水が整備された区域内の土地に限られています。農業集落排水事業分担金は地方自治法第224条の規定に基づき、その利益を受けられる世帯または事業所に対し建設費の一部を負担していただく制度です。分担金の額は、一世帯または一事業所につき12万円です。

住宅支援

問 県営住宅に関する問い合わせ	熊本県住宅管理センター	☎213-2711
町営住宅に関する問い合わせ	施設整備課住宅係	☎232-6500
定住促進補助に関する問い合わせ	都市計画課	☎232-4927

▶ 県営住宅

住宅に困窮している世帯などに対して、地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する住宅です。

入居の申し込み

上記問い合わせ先へ、お問い合わせください。

▶ 町営住宅

空室が出たときに、広報・町ホームページで募集しています。

入居の申し込み

次の全てを満たす人は入居申し込みができます。

- 町内に住所または勤務場所がある
- 同居する親族がいる(※高齢者や障がい者などの人は単身でも申し込みできます)
- 世帯の収入が基準以下である(※高齢者や障がい者、小学校未就学児がいる場合は基準が緩和されます)
- 市町村税などの滞納がない
- 現に住宅に困っていることが明らかである
- 世帯に暴力団員がいない
- 原則連帯保証人1人

詳しくは建設課管理係へお問い合わせください。

▶ 定住促進補助

菊陽町定住促進補助金制度

対象地区の活性化を促進するため、対象地区に定住する子育て世帯に対して、住宅の新築・購入、リフォームなど、または転入・転居、出生児の養育に要する費用の一部を補助します。

〈対象地区〉 菊陽南小学校区(行政区：井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

〈補助金額〉

- ① 住宅を新築(購入)した人
100万円(中古住宅購入の場合は50万円)
- ② リフォームした住宅に転入(転居)した人
リフォーム工事費の2分の1以内(限度額50万円)
- ③ ①②の加算金
小学生以下の扶養親族1人当たり20万円
- ④ ①②以外の転入(転居)した人
小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
- ⑤ 対象地区内の人が出産した出生児を養育する人
出生児1人当たり10万円
※①②の補助を受け、交付決定時に妊娠中だった出生児の場合は20万円



住環境保全

問 雑草の除去・公害に関する問い合わせ 環境生活課 ☎232-2114

道路に関する問い合わせ 道路緊急ダイヤル ☎#9910

(国道)国土交通省阿蘇国道維持出張所 ☎0967-22-0631

(県道)県北広域本部維持管理課 ☎0968-25-2167

(町道)建設課 ☎232-2115

杉並木公園に関する問い合わせ スポーツ振興課 ☎288-7877

その他の公園に関する問い合わせ 建設課 ☎232-2115

生垣補助に関する問い合わせ 都市計画課 ☎232-4927

▶公害

事業活動に伴う騒音・振動・悪臭(町事務)に関する相談、水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染(県事務)に関する相談など

▶道路

道路の穴ぼこや側溝のふた割れ、また道路に障害物(動物の死骸)があるなど危険な状態を見つけたときは、道路緊急ダイヤルか菊陽町道路・公園異常システム、もしくは上記問い合わせ先にご連絡ください。

▶公園

公園内の樹木や雑草および遊具などの施設について、危険な状態を見つけたときは、菊陽町道路・公園異常通報システムか上記問い合わせ先にご連絡ください。

▶生垣補助

生垣づくり

町内の住宅用地や事業用地で、道路に面した部分に生垣をつくる場合、町が生垣づくりに要した苗木代および工事費の3分の1以内を補助金として交付します。ただし、5万円が上限です。

補助を受けたいときには、生垣づくりを始める前に、申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

交通安全

問 危機管理防災課 ☎232-2110

▶交通災害共済制度

交通事故で死亡や負傷した場合、実際に入院や通院を行った期間に応じて交通災害見舞金を支給します。

対象になる交通事故

道路交通法第2条に定める自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、電車、汽車、モノレール、ケーブルカー、船舶、航空機の運行による事故で、日本国内で発生したもの

交通災害見舞金額

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。



詳しくはこちら

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	150,000円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	60,000円
3等級	90日以上180日未満の治療を要した傷害	40,000円
4等級	30日以上90日未満の治療を要した傷害	25,000円
5等級	10日以上30日未満の治療を要した傷害	20,000円



高齢者の運転による交通事故の減少を目的に、運転免許証を自主返納された人へ、タクシー利用券3万円分(1回限り)を交付します(有効期限到来の失効は対象外です)。

対象者

- (1) 自主返納の日において町の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の人
- (2) **平成31年4月1日以降**に運転免許証を運転免許センターなどで自主返納し、運転経歴証明書の交付またはマイナンバーカードに運転経歴情報の記録を受けた人
- (3) 町税を滞納していない人

支援内容

- (1) 運転経歴証明書の交付または運転経歴情報の記録に係る手数料のいずれかに対する補助金を交付します。
 - (2) タクシー利用券3万円分を**一回限り**交付します(再交付はできません)。
- ※県内のほとんどのタクシー会社で利用できます**(本人の利用に限ります)**。

申請書類

- (1) 菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
- (2) 運転経歴証明書の写しまたは運転経歴情報の記録を証明できるもの
(マイナ経歴証明書の画面の提示または写しなど)
- (3) 運転免許取消通知書の写し

※申請書類は役場窓口または町ホームページから取得できます。

※運転免許取消通知書や運転経歴証明書の受け取り、マイナンバーカードへの運転経歴情報の記録の手続きは、運転免許センターで免許返納手続き時に可能です。

詳しくはこちら



▶ ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録、活動先の紹介、機材の貸し出しなどボランティア活動に関する相談を随時受け付けています。各種団体の活動支援や、周知、ボランティア募集の紹介も行っています。

ボランティア協力校の指定

全小中学校を指定して児童のボランティア活動の推進や出張福祉体験教室などを開催しています。

ワークキャンプの開催

小・中学生が施設での体験をとおして福祉施設の役割や福祉の仕事などを学ぶワークキャンプを開催しています。

〈開催施設〉 きほう苑・熊本菊陽学園・サンライズヒル・音ねの森・社協など

各種ボランティア講座

ボランティアに関する基礎知識や技術の取得のために開催しています。

災害ボランティアセンターの運営

町内で大規模災害が発生した際、支援を必要とする被災者と支援するボランティアをつなぐセンターの設置運営を行います。

保険の手続き支援

ボランティア活動を行うための保険(活動保険や行事用保険など)の受け付けを行います。

